

令和3年

茅ヶ崎市農業委員会総会議事録

令和3年12月24日（金）

令和3年第12回茅ヶ崎市農業委員会総会議事録

令和3年12月24日（金）午後2時00分

茅ヶ崎市役所本庁舎4階 会議室4

○ 議事日程

- 第1 議案第48号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 第2 議案第49号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による利用権の設定等について
- 第3 議案第50号 特定農地貸付承認申請について
- 第4 議案第51号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について
- 第5 議案第52号 引き続き農業経営を行っている旨の証明願について
- 第6 議案第53号 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について
- 第7 報告第28号 農地法第3条の3第1項の規定による農地等の権利取得の届出の専決処分の報告について
- 第8 報告第29号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出の専決処分の報告について
- 第9 報告第30号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出の専決処分の報告について

出席委員

1 番 鈴木 邦夫 君  
2 番 原田 勝幸 君  
3 番 高橋 久雄 君  
4 番 石射 祥光 君  
5 番 村越 重芳 君  
6 番 遠藤 信行 君  
7 番 小澤 昇 君

8 番 廣瀬 正実 君  
9 番 三橋 清高 君  
10番 野崎 雅博 君  
11番 阿部 富美 君  
12番 齋藤 和子 君  
13番 吉田 恵子 君  
14番 石腰 明美 君

事務局職員出席者

事務局長 谷川 広志 君

局長補佐 伊藤 和範 君

午後 2 時00分開会

○議長（原田勝幸君） それでは、ただいまより令和 3 年第12回茅ヶ崎市農業委員会総会を開催いたします。

当総会は、14名の全委員が出席されておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第 3 項の規定により成立していることをご報告申し上げます。

最初に、議事録署名人をご指名申し上げます。7 番小澤昇委員、9 番三橋清高委員、以上のご両名によりしくお願い申し上げます。

それでは、議事日程に従い順次審議をお願いいたします。

○議長（原田勝幸君） 日程第 1 議案第48号農地法第 5 条の規定による許可申請について事務局より説明がございます。事務局お願いします。

○局長補佐（伊藤和範君） 日程第 1 議案第48号農地法第 5 条の規定による許可申請についてでございますが、こちらにつきましては申請者より取り下げの申し出が出ていることから、事務局にて取り下げの手続きを行っている旨、報告させていただきます。

○議長（原田勝幸君） 承知しました。では、日程第 2 議案第49号農業経営基盤強化促進法第18条第 1 項の規定による利用権の設定等について 1 番案件及び 2 番案件を一括して上程いたします。なお、質疑は報告後一括して行います。

1 番案件については 9 番三橋委員より、2 番案件については 6 番遠藤委員より議案の説明及び現地調査結果の報告をお願いします。

○9 番（三橋清高君） 議案第49号農業経営基盤強化促進法第18条第 1 項の規定による利用権の設定等についてのうち 1 番案件をご報告いたします。

本案件は、農地の有効利用に努めるため農地法の手続によらないで貸し借りをを行うもので、茅ヶ崎市が農業経営基盤強化促進法に基づき利用権集積計画を作成し、農業委員会が決定するものです。

～ 1 番案件について内容を説明 ～

1 番案件の利用権を設定する農地は、畑、942 平米でございます。利用権の存続期間は、令和 4 年 1 月 1 日から令和 6 年 12 月 31 日までで、権利の種類は、賃借権でございます。

以上、よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（原田勝幸君） ありがとうございました。続きまして 2 番案件の報告をお願いいたします。

○6番（遠藤信行君） 続きまして、2番案件を報告いたします。

～ 2番案件について内容を説明 ～

2番案件の利用権を設定する農地は、畑、1374平米でございます。利用権の存続期間は、令和4年1月1日から令和6年3月31日までで、権利の種類は、使用貸借件でございます。

以上、よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（原田勝幸君） ありがとうございます。

次に、事務局より補足説明がございますか。

○局長補佐（伊藤和範君） 特にございません。

○議長（原田勝幸君） では、これより質疑に入ります。ご意見、ご質問ございますか。

○6番（遠藤信行君） 地積についてなんだけど、ここに載っているのは今回の利用権を設定する地積だけなのかな、既存の地積も含めて表示できないかな。

○局長補佐（伊藤和範君） 今回の利用権の設定等に係る地積となっています。

○3番（高橋久雄君） 個人情報等の問題があるかもしれないけど、既にどれだけ耕作しているのかが分かると検討しやすいけどな。

○局長補佐（伊藤和範君） 情報の取り扱いにつきましては、農業水産課等も関わってきますので、課題を整理させていただいたうえで検討させていただきます。

○議長（原田勝幸君） 他にご意見、ご質問ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（原田勝幸君） なしと認め、採決をいたします。議案第49号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による利用権の設定等について、1番案件及び2番案件を報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（原田勝幸君） 異議なしと認め、さよう決定をいたします。

○議長（原田勝幸君） 日程第3議案第50号特定農地貸付承認申請について1番案件及び2番案件を一括して上程いたします。なお、質疑は報告後一括して行います。

1番案件については9番三橋委員より、2番案件については6番遠藤委員より議案の説明及び現地調査結果の報告をお願いします。

○9番（三橋清高君） 議案第50号特定農地貸付承認申請についてのうち1番案件をご説明いたします。

本案は、特定農地貸付に関する農地法等の特例に関する法律第3条第1項の規定に基づくものであり、この法律に基づき承認を受けた者が当該承認に係る農地を特定農地貸付の用に供するため、所有権や使用収益を目的とした権利を取得する場合及び権利を設定する場合は、農地法第3条の許可を要しないものでございます。

～ 1番案件について内容を説明 ～

現況畑、297平米です。令和3年12月15日に、担当委員1名、事務局1名で現地調査をいたしました。1区画の貸付面積は62.4㎡で、計4区画、貸付に係る利用料は年間6000円で、貸付期間は3年間でございます。

以上、よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（原田勝幸君） ありがとうございます。続きまして2番案件の報告をお願いいたします。

○6番（遠藤信行君） 続きまして、2番案件を報告いたします。

～ 2番案件について内容を説明 ～

2筆、畑、740平米のうち360.6平米及び2,017平米のうち639平米、合計で999.6平米です。令和3年12月14日に、担当委員1名、事務局1名で現地調査をいたしました。1区画の貸付面積は56平米、計16区画となり、貸付に係る利用料は年間11,200円で、貸付期間は5年間でございます。

以上、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（原田勝幸君） ありがとうございます。

次に、事務局より補足説明がございますか。

○局長補佐（伊藤和範君） こちらの貸付期間でございますが、1番案件につきましては令和4年2月1日から令和7年1月31日までの3年間。2番案件につきましては令和4年1月4日から令和9年1月3日までの5年間となっております。以上でございます。

○議長（原田勝幸君） では、これより質疑に入ります。ご意見、ご質問ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（原田勝幸君） なしと認め、採決をいたします。議案第50号特定農地貸付承認申請についてを報告のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（原田勝幸君） 異議なしと認め、さよう決定をいたします。

○議長（原田勝幸君） 日程第4議案第51号相続税の納税猶予に関する適格者証明願についてを上程いたします。

9番三橋委員より、議案の説明及び現地調査結果の報告をお願いします。

○9番（三橋清高君） 議案第51号相続税の納税猶予に関する適格者証明願についてをご報告いたします。

～ 案件について内容を説明 ～

令和3年12月14日、担当委員1名、事務局1名で現地を調査してまいりました。現況畑、10筆、合計3,457平米について、相続税の納税猶予を受けたいというものでございます。

～耕作状況の説明～

キャベツ、ブロッコリー、ミニ白菜、春菊、ワケギ等が作付けされておりました。農機具の保有状況につきましては、トラクター、テラー、耕運機、軽トラ、草刈機、マルチャーその他一式でございます。労働力につきましては、本人63歳、従事日数300日、専業、妻61歳、従事日数100日、専業、母90歳、従事日数100日、専業でございます。

以上、農業経営されていると確認をいたしました。よろしくご審議のほど、お願いいたします。

○議長（原田勝幸君） ありがとうございます。

次に、事務局より補足説明がございますか。

○局長補佐（伊藤和範君） 特にございません。

○議長（原田勝幸君） では、これより質疑に入ります。ご意見、ご質問ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（原田勝幸君） なしと認め、採決をいたします。議案第51号相続税の納税猶予に関する適格者証明願について、報告のとおり証明することを決定するにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（原田勝幸君） 異議なしと認め、さよう決定をいたします。

○議長（原田勝幸君） 日程第5議案第52号引き続き農業経営を行っている旨の証明願について1番案件及び2番案件を一括して上程いたします。なお、質疑は報告後一括して行います。

9 番三橋委員より議案の説明及び現地調査結果の報告をお願いします。

○9 番（三橋清高君） 議案第 52 号引き続き農業経営を行っている旨の証明願について、1 番案件及び 2 番案件を一括してご報告いたします。

本案は、相続税の納税猶予を受けている者が、3 年ごとに納税猶予を継続したい旨の届出を税務署に提出する際、農業経営を行っていることの証明を添付することになっているため、証明願が提出されたものでございます。

～ 1 番案件について内容を説明 ～

令和 3 年 12 月 13 日、担当委員 1 名、事務局 1 名で、現地調査を致しました。特例農地 2 筆の耕作状況をご報告いたします。2 筆、いずれも畑、合計 495 m<sup>2</sup>につきましては、一体として耕作されており、ネギ、ブロッコリー、ニンジンが作付けされておりました。農機具の保有状況は、トラクター、テラー、その他一式でございます。労働力は、本人 82 歳、従事日数 250 日、専業、妻 79 歳、従事日数 120 日、専業でございます。

続きまして 2 番案件についてご報告いたします。

～ 2 番案件について内容を説明 ～

令和 3 年 12 月 13 日、担当委員 1 名、事務局 1 名で、現地調査を致しました。特例農地 3 筆の耕作状況をご報告いたします。畑、598.35 平米につきましては、玉ネギ、ブロッコリーが作付けされておりました。2 筆、畑、合計 238 平米につきましては、一体として耕作されており、ミニ白菜、ダイコンが作付けされているほか、一部準備中でした。農機具の保有状況は、耕耘機、管理機、その他一式でございます。労働力は、本人 86 歳、従事日数 200 日、専業、妻 84 歳、従事日数 60 日、専業、弟 77 歳、従事日数 200 日、専業、義理の弟 81 歳、従事日数 200 日、専業、義理の弟 65 歳、従事日数 60 日、専業でございます。

以上、農業経営がなされていることを確認致しました。よろしくご審議の程お願い致します。

○議長（原田勝幸君） ありがとうございます。

次に、事務局より補足説明がございますか。

○局長補佐（伊藤和範君） 特にございません。

○議長（原田勝幸君） では、これより質疑に入ります。ご意見、ご質問ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（原田勝幸君） なしと認め、採決をいたします。議案第 52 号引き続き農業経営を行っている旨の証明願について 1 番案件及び 2 番案件を報告のとおり証明することを決定



するにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(原田勝幸君) 異議なしと認め、さよう決定をいたします。

○議長(原田勝幸君) 日程第6議案第53号生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について1番案件から3番案件を一括して上程いたします。なお、質疑は報告後一括して行います。

9番三橋委員より議案の説明及び現地調査結果の報告をお願いします。

○9番(三橋清高君) 議案第53号生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について1番案件から3番案件を一括してご報告いたします。

～ 1番案件について内容を説明 ～

令和3年12月13日、担当委員1名、事務局1名で現地調査をしてまいりました。2筆、畑、合計1,076.01平米でございます。当該地はいずれも耕作されておりました。今後、申請者が耕作していくことが難しいため買取申し出をしたいというものでございます。

～ 2番案件について内容を説明 ～

令和3年12月13日、担当委員1名、事務局1名で現地調査をしてまいりました。5筆、いずれも現況畑、合計1,889.11平米でございます。当該地はいずれも耕作されておりました。今後、申請者が耕作していくことが難しいため買取申し出をしたいというものでございます。

～ 3番案件について内容を説明 ～

2筆、いずれも畑、合計898平米でございます。令和3年12月13日、担当委員1名、事務局1名で現地調査をしてまいりました。現地はダイコン、白菜が作付けされているほか一部準備中でした。申請者は、労働力が不足するので耕作していくことが難しく買取申し出をしたいというものでございます。

以上、よろしくご審議の程お願いいたします。

○議長(原田勝幸君) ありがとうございました。

次に、事務局より補足説明がございますか。

○局長補佐(伊藤和範君) 特にございません。

○議長(原田勝幸君) では、これより質疑に入ります。ご意見、ご質問ございますか。

(「なし」の声あり)

○議長(原田勝幸君) なしと認め、採決をいたします。議案第53号生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について、報告のとおり証明することを決定するにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(原田勝幸君) 異議なしと認め、さよう決定をいたします。

○議長(原田勝幸君) 日程第7報告第28号農地法第3条の3第1項の規定による農地等の権利取得の届出の専決処分の報告についてを上程いたします。

事務局より報告をお願いします。

○局長補佐(伊藤和範君) 報告第28号農地法第3条の3第1項の規定による農地等の権利取得の届出の専決処分の報告についてをご説明いたします。7ページとなります。

～ 1番案件について内容を説明 ～

16筆、畑、合計15,103平米についての届出でございます。

～ 2番案件について内容を説明 ～

2筆、畑、528.78平米についての届出でございます。

～ 3番案件について内容を説明 ～

10筆、登記地目田及び畑、合計1,640平米についての届出でございます。

これらの案件につきましては、届出に必要な事項が記載されておりましたので、茅ヶ崎市農業委員会規程第17条の規定により、事務局長において専決処分したものでございます。

なお、受理通知書につきましては、既に届出者に交付いたしております。

以上、ご報告申し上げます。

○議長(原田勝幸君) 事務局の報告が終わりましたが、これに対するご質疑をお伺いいたします。ご質問ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(原田勝幸君) ご質問がないようですので、報告第28号農地法第3条の3第1項の規定による農地等の権利取得の届出の専決処分の報告についてを終わります。

○議長(原田勝幸君) 日程第8報告第29号農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出の専決処分の報告についてを上程いたします。

事務局より報告をお願いします。

○局長補佐(伊藤和範君) 報告第29号農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用

届出の専決処分の報告についてをご説明申し上げます。8 ページから 9 ページとなります。

1 番案件から13番案件で、転用目的は住宅敷地、道路敷地、宅地造成でございます。

これらの案件は、いずれも届出に必要な書類が完備されておりましたので、茅ヶ崎市農業委員会規程第17条の規定により、事務局長において専決処分したものでございます。

なお、受理通知書につきましては、既に届出者に交付いたしております。

以上、ご報告申し上げます。

○議長（原田勝幸君） 事務局の報告が終わりましたが、これに対するご質疑をお伺いいたします。ご質問ございませんか。

○1 番（鈴木邦夫君） 2 番案件については既に生産緑地の指定が解除されたものと思いがいかか。

○局長補佐（伊藤和範君） 確かに生産緑地における行為制限の解除はされましたが、指定の解除については都市計画審議会においてこれからなされることとなります。

○1 番（鈴木邦夫君） 指定の解除が済んでいなくてもこのような届出はできるんですね。

○局長補佐（伊藤和範君） 行為の制限は解除されておりますので可能です。

○議長（原田勝幸君） 他にご意見、ご質問ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（原田勝幸君） ご質問がないようですので、報告第29号農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出の専決処分の報告についてを終わります。

○議長（原田勝幸君） 日程第9 報告第30号農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出の専決処分の報告についてを上程いたします。

事務局より報告をお願いします。

○局長補佐（伊藤和範君） 報告第30号農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出の専決処分の報告についてご説明申し上げます。

10 ページとなります。1 番案件から 9 番案件で、転用目的は、住宅敷地のほか、保留地処分でございます。権利関係は、所有権移転でございます。

これらの案件は、いずれも届出に必要な書類が完備されておりましたので、茅ヶ崎市農業委員会規程第17条の規定により、事務局長において専決処分したものでございます。

なお、受理通知書につきましては、既に届出者に交付いたしております。

以上、ご報告申し上げます。

○議長（原田勝幸君） 事務局の報告が終わりましたが、これに対するご質疑をお伺い

たします。ご質問ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（原田勝幸君） ご質問がないようですので、報告第30号農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出の専決処分の報告についてを終わります。

以上で本日の審議並びに報告事項は全て終了しました。慎重審議をいただき、厚く御礼申し上げます。それでは、以上をもちまして令和3年第12回茅ヶ崎市農業委員会総会を閉会といたします。ご協力ありがとうございます。

午後2時36分閉会

ここに会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するため署名する。

議 長

委 員

委 員